

構成イメージ図（案）

前文

- 激甚化・頻発化している自然災害からの被害の最小化には、これまで以上に県民の取組の深化が必要不可欠であり、その重要性は一層増している。
- 県民が自ら及び家族の安全を自ら守る「自助」、地域住民等が相互に協力しつつお互いを助ける「共助」、県及び市町村等の行政が行う「公助」の特性を生かし、連携した取組を強化することにより「減災」につなげていくことが重要である。
- 県民の生命、身体及び財産を守るために、災害に強い福島県づくりを目指し、この条例を制定する。

